

委員長 薄葉 好弘

副委員長 加藤 宏樹

委員 吉田 伸

熊田 宏

安井 敬博

諸根 重男

議案第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例

本案は、先の税制改正により、納税者の負担軽減との確な納税履行から国税の猶予制度が見直され、これを受けて地方税の猶予制度も見直され、地方税法が改正されたため、国税の基準に準拠した所要の改正を行うものであります。

討論に入り、行政不服

審査法の抜本的な改正に伴う不服申し立ての機会が失われる改正でもあり、権利が制限されることとなるために反対する意見、一方では、納税者の負担軽減など、改正の趣旨を十分に理解するために賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛

成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

可決

議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

本案は、行政不服審査法の改正に伴う審査請求の仕組みに関する字句の変更及び一元化に関し、関係条例の所要の改正、整備を行うものであります。

討論に入り、行政不服

審査法の改正に基づき、行政不服審査請求による異議申し立てが一元化することにより、異議の申し立ての機会が制限され、申立人の権利が崩壊する可能性があるために反対する意見、一方では、本案は、関係条例の上位法である遵守すべき行政不服審査法の抜本的な改正によるもので、改正の趣旨を十分に理解するもので賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

可決

議案第17号 矢吹町行政不服審査会条例

本案も、行政不服審査法の改正に伴い、本町に設置される行政不服審査会に関する委員の構成、会議、庶務等を定めるものであります。

討論に入り、異議申立

て機会が制限され、権利が失われること、さらに審査会委員の任命、委嘱が町長にあることから審査の不正が懸念されるため反対する意見、一方で行政不服審査法に則り進めるべきであるから賛成する意見、更に町長に対して異議申し立てがあれば、4年という任期のなかで評価されるものと考え、賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

可決

可決

議案第18号 矢吹町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例

本案についても、行政不服審査法の改正に伴い、不服申立てによる審査手続きが終了するまでの提出書類の写し等の請求に関し、その交付手数料について定めるものであります。

討論に入り、異議申し

立て権利の後退が懸念されるために反対する意見、一方で近隣市町村の状況に応じたためのものであり適正な手数料と認め賛成する意見、また、審査請求人の請求に基づいた行政サービスに対する手数料であり賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

可決

可決

議案第22号 第6次矢吹町まちづくり総合計画について

本案は、既定の計画期間が満了することから、平成28年度から実施する新たな町の最上位計画として第6次まちづくり総合計画を策定するため、矢吹町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の既定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

討論に入り、計画には

議会や町民の意見が反映されるべきものであり、また計画期間が首長の公約に基づいた4年という首長主導による計画で反対する意見、さらに町づくりに目標を立てることには異存はないが、今後の財政的なものに対する個別の実施計画、特に公共施設の再編には多くの予算が見込まれるが、これらに対する個別的なアクションプランが示されておらず財政的に心配であり、住民参画による計画推進が重要であり、再度計画の見直し検討が必要であると考え反対する

可決

意見があり、一方で大いに夢のある計画であり、構想実現に向けた新たな計画のもとに新しい事業が展開によって、さまざまなアイデアを生み出すことが期待できるもので賛成する意見、さらに、まちづくりは計画に沿って進むことが重要であり、本計画は町民の生活安全、幸福の実現を考えた計画であることから賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 物品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

議案第4号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第22号 第6次矢吹町まちづくり総合計画について